

會學濟經學大國帝都京

叢論經濟

號五第 卷三十五第

月一十年六十和昭

論 叢

普通銀行及特殊銀行の金融統制…………… 經濟學博士 小島昌太郎

國家資本の諸問題…………… 經濟學博士 谷口吉彦

江戸時代の經濟機構…………… 經濟學士 堀江保藏

李悝の平糶法に就いて…………… 經濟學士 穗積文雄

法幣爲替の補強工作…………… 經濟學士 徳永清行

時 論

戰時下における水産業…………… 經濟學博士 蜷川虎三

研 究

古代猶太共同體の形態…………… 經濟學士 澤崎堅造

說 苑

下請制工業と社會的分業…………… 經濟學士 田杉競

出產統計に於ける季節的變動…………… 經濟學士 青盛和雄

附 錄

彙 報

外國雜誌論題

經濟論叢

第五十三卷 第五號 (通算第百拾七號) 昭和十六年拾壹月發行

論 叢

特殊銀行及普通銀行の金融統制

小島 昌 太郎

一 金融統制の準則とその方式

金融の統制といふことは、言ふまでもなく、資金の統制のことである。金融機關や金融取引を統制することは、この目的のための手段である。すなはち、金融統制は、資金をして國家の要請に副ふ所の十分なる活動をなせしむることであつて、今日の我國に於ては、戦時資金をして、その性格に適應する所の機能を、出來得る限り發揮せしむるにある。金融機關を指導し、金融取引を調節するは、この目的を達するための處置たるに外ならぬ。金融機關や金融取引の活動を制限することが、資金の臨戰的活動を少しでも阻害することがあつては、金融統制の眞目的を失ふものと言はなければならぬ。

我が國の金融統制は、既に、臨時資金調整法と銀行等資金運用令とによつて、基本的なる準則が與へられて

居る。金融統制の機構として、各種の金融機關が統制團體を構成したる場合にありても、その團體に於て行ふ所の統制は、この準則による所の國家統制に協力するに外ならぬのであつて、その意味に於て、これらの團體の統制は自治的統制なるものである。

臨時資金調整法及び銀行等資金運用令に於ては、一定金額以内の貸出は、これを金融機關の自由裁量に委ね、それ以上の金額の貸出については、これらの法令による許可の下に、國防産業に必要なものは、十分にこれを融通することを得しむるやうに仕向け、然らざるものは、國防産業の必要を害せざる程度に於て、これを融通せしむることにして居るのである。ゆゑに、この統制の方針の下に於て、資金は、金融機關に於て、これを運用する立場より言へば、自由運用資金と、積極的統制資金と、消極的統制資金とに分たれて居ると見ることが出来る。そしてこの統制の方針より言へば、資金の情況に於て、國防産業資金の供給が、窮屈となるに於ては、消極的統制資金の供給を壓縮し、それにも尙ほ、その逼迫が緩和せられないならば、自由運用資金の限度を壓縮することに、積極的統制資金を捻出せんとする仕組であると見るべきであらう。

それゆゑに、金融機關の統制團體に於ける統制の方式としては、先づ各個の金融機關をして、各々その取引先よりの積極的統制資金の需要は、その自由裁量によりて、法令による許可の下に、これに對する融通をなさしめるのであり、消極的統制資金と、自由運用資金とは、金融の各種分野毎にそれぞれ構成したる統制團體に於て、これが調節をなさしむることとするのである。

すなはち、各個の金融機關は、手許資金に餘裕があつても、これを消極的統制資金、若しくは自由運用資金として運用するには、所屬統制團體の加入金融機關にして、他に、積極的統制資金の供給に苦むものなき場合に

限り、法令の範圍内に於て、その自由裁量に於て、これを行ひ得るのであるけれども、その供給に苦む加入者があるときは、それに對して先づこれを融通しなければならぬこととするのであつて、團體は、これが指導幹旋に當るのである。この意味に於ては、各個の金融機關のもつ資金は、その統制團體内に於て積極的統制資金の供給に苦む加入者のなき限りに於て、自由運用資金または消極的統制資金たらしむることを得るのである。

もとより、この場合に於ても、各個の金融機關は、その資金を自由運用資金または消極的統制資金として運用するについて、一々所屬の統制團體に相談をしたり、承認を求めたりする必要があるのではない。併し、所屬の統制團體の加入者の中に、國防資金の供給をなす必要あるに拘はらず、その資金に不足せるものがあるときは、團體の勧誘と幹旋とによりて、その手許資金を、これに差向けることとするのであるから、結果に於て、自由運用資金も消極的統制資金も、上述の制限を受くることとなるのである。これが、各種金融統制團體の自治的統制であつて、かくの如くにして「同業連帶一體的ニ其ノ機能ヲ發揮シ、金融統制ノ實施ニ協力」することとなるのである。そして、それがためには、各加入の金融機關は、その手持資金の情況と國防資金の需要とについて、常にその現状を相互の間に明らかにするの組織をもたなければならぬ。これには、定時及び臨時の通報と會議とが必要である。この通報と會議とにより、加入金融機關の中に於て、餘裕資金を有するものと、國防資金の需要に接しながら、その供給に苦むものとの間に、資金の融通をなすのである。この場合に於ては、必ずしも、一つの加入者が他の加入者より借受けて、それを需要者に對して一手に供給する方法によるを要するのではなく、統制團體の幹旋の下に、餘裕資金を有する各加入者が、それぞれその引受額を決定して、直接にこれを需要者に供給してもよい。すなはち、この統制團體の幹旋によりて供給資金の融通をなし、または、これを取纏めて共同融

資をする點に、各團體の自治的統制が存するのである。かくて、これによりて、「同業連帶ノ精神ヲ一層昂揚セシメ、共同的投資融資ノ方法ヲ活用セシム」るの道を開くのである。

併しながら、この場合に於ても、統制團體としては、單に需要供給の通報、會議、斡旋、取纏をなすに止まり、資金取引そのものは、右の如く業者と需要者との直接の關係に於て行はしむるのである。すなはち、自治的統制は、資金の需要に對し迅速にこれが供給をなさしむることにより、資金をしてその使命を圓滑速急に果さしむる道を開くにありて、取引そのものは、金融機關をして直接に、これを行はしむるのである。統制と取引とを、かくの如く明かに區別することによりて、「各金融機關ノ經營ハ、政府ノ金融統制ノ方向ニ沿ヒテ、自ラノ責任ニ於テ行ハル」ことを得るのである。

以上の統制組織は、各種金融機關の統制に通ずる所の一般的なる準則である。従つて、假に、今日の全國金融協議會が、要請さるゝ所の、日本銀行を中核とする全國的なる金融組織體であるとするならば、その構成員たる普通銀行團、特殊銀行團、全國地方銀行協會、全國貯蓄銀行協會、生命保險會社、產業組合中央金庫、信託協會、證券引受會社協會、ビルブローカー協會、全國無盡中央會の十團體は、統制團體として、いづれも前述の準則による所の統制を行ふこととするのである。而して、日本銀行は、これらの各統制團體の中核として、これら各團體の構成員たる各個の金融機關に對し、または、これらの各團體に對し、更に統制の職能を盡すべき立場に立つものとするのである。

併しながら、これらの十團體に對する日本銀行の關係は、これを、統制關係と取引關係とに分つて觀察するならば、普通銀行團及びその構成員に對するもの、並びに、特殊銀行團及びその構成員に對するものと、他の八團

體及びその構成員に對するものとは、自ら異なる所がなければならぬ。それは、今日の我が國の金融機構に於て、普通銀行及び特殊銀行に對しては、日本銀行が直接に統制關係及び取引關係をもつことが、適當であると認められるけれども、他の八團體に屬する金融機構は、その取扱ふ金融取引の業態より見て、日本銀行がこれらと直接に取引關係をもつての要なく、またこれらと直接に取引關係をもつことが、民間資金の統制といふことに於て、格別の意味をもたないからである。

すなはち、普通銀行及び特殊銀行は、手形交換機構に於て、常に日本銀行と聯絡し、その遊資は、交換戻となりて、自動的に、日本銀行に於ける預け金となる關係にあるがため、日本銀行は、これらの銀行に對しては、統制關係と取引關係との二た筋に於て直接に聯絡する必要があるのである。然るに、前掲の八團體に所屬する各種の金融機構は、手形交換機構に入つて居らないと共に、他方に於てその資金の收支關係に於ては、普通銀行團を構成する所の大銀行を以て、自己の金融機構として居るのであつて、例へば、貯蓄銀行にしても、保險會社にしても、信託會社にしても、その他前掲各種の金融機構は、いづれも、その日々の收入資金のうち、手許必要額を超過するものは、直ちに取引關係ある普通銀行に預け入れるのであり、また手許保有額を以て支辨するに不足する金額は、この預金より引出して支拂ふのである。

詳しく言へば、我が國の今日の金融機構に於ては、生命保險會社も、信託會社も、證券會社も、ビルブローカーも、無盡會社も、みな普通銀行たる大銀行を、自己の取引銀行として居り、現金を以てする少額の收支は別として、多少金額の大なるものは、これらの金融機構に於ける資金の受入も支拂も、多くは小切手を用ひてこれを行ふて居る。従つて、その受入は、一應、取引關係ある普通銀行の預金となるものであり、その支拂は、この預

金よりする所の拂出となつて居るのである。それがため、これらの金融機關にありては、その餘裕資金は、普通銀行に於ける預金の形に於て存在することとなる。地方銀行及び貯蓄銀行は、その資金の受入と支拂とに於ては、これらの金融機關の如くに、一々普通銀行を経由するものではないが、併し、その手許に於ける餘裕資金は、やはり取引關係ある普通銀行たる大銀行に預金として預け入れて居る。これらの金融機關と普通銀行團を構成する大銀行團との間には、かゝる取引關係の存在することが、今日に於ける我が國の資金の流動機構である。従つて、この金融取引關係の結果として、前掲八團體に所屬する各種金融機關に於て、收納と支拂との差額として存在する資金は、自然に、その取引關係ある普通銀行の預金となる關係にあるのである。それゆゑに、これらの金融機關にして、遊資が出来るならば、それは、自然に普通銀行の資金の中に入り、普通銀行の資金状態がまた、緩漫なるときは、當然に、日本銀行に於ける普通銀行の預ケ金となる關係にあるのである。

かくて、各金融統制團體に於ける統制が、いづれも、前述の如くに行はるゝ限りは、民間資金は、その自然の遊資は勿論のこと、消極的統制資金または自由運用資金を壓縮して捻出されたる遊資も、いづれも、手形交換機構を経て、日本銀行に於ける普通銀行の預ケ金となる關係にある。ゆゑに、日本銀行は、民間資金の統制をなすについては、その手許に集る遊資の情況を觀察し、且つ普通銀行及び特殊銀行以外の各種金融機關の普通銀行に於ける預金情況を觀察することにより、各個の金融機關、または、それらの構成する統制團體に對して、餘裕あるものより必要あるものへ資金の融通を勧誘し斡旋することによつて、民間資金の統制をなすことが出来るのである。——但し我が國の現實に於ては、かゝる性質の預ケ金は、國債消化に向けられて大體消滅して居る。

我が國の金融機構は、前述の如き構造になつて居るのであるから、日本銀行を中核とする各種金融團體の組織

體にありては、統制關係に於ては、日本銀行は、いづれの種類の金融機關の各個のものとも、またその團體とも、聯絡することゝすべきである。併し、取引關係に於ては、普通銀行及び特殊銀行に對しては、直接にこれらと聯絡するを要するけれども、その他のものに對しては、間接に聯絡するを以て足るのである。殊に統制關係は、各個の金融機關に對すると共に、その構成團體そのものに對しても、直接にこれをもつべきであるが、取引關係は、普通銀行及び特殊銀行に關しても、その各個のものに對してもつを以て足り、普通銀行團及び特殊銀行團といふ團體そのものには、取引關係を開始する必要はないのである。

或は普通銀行團または特殊銀行團に於て、またはその他の金融機關に於て、資金のプール制をとることゝするならば、日本銀行はプール團體に對しなはちプールを採用せる統制團體に對して、直接に取引關係を開くことゝなるけれども、現實にはその必要はない。各個の金融機關の資金を取纏めるには、共同融資すなはちシンディケート組織の下に、各個の金融機關が、事業會社と直接取引をなすを以て十分にその目的を達することを得るのであつて、プール組織の下に於ては、むしろ資金を遊休状態に置く機會と期間とを多からしめ、資金の全體としての能率を害する虞れがあるから、プール制はむしろ避くべきものであるからである。従つて日本銀行は團體そのものとは統制關係に於て聯絡するを以て足り、取引關係に於ける聯絡を必要とすることなきものである。

而して、日本銀行の統制といふものは、各金融機關をして、前述の統制準則に従ひて金融取引を行はしめると共に、各團體内の構成員たる金融機關相互の間、並びに、各團體相互の間に於て、資金の餘裕あるものより、國防産業資金の必要あつて不足せるものへの融通を斡旋し、または資金の團體的な取纏めを指導し、資金需要者の産業部門により、興銀、勸銀、鮮銀、裏銀等の特殊銀行を中心とする所のシンディケート式共同融資團の構成に助

力し、且つ單に事務的または手續上の關係により、融通が可能なるに拘はらず、資金の取纏めが速急の間に合はない場合には、これを立替的に當該金融機關に貸付け、その取纏めの出來たる上は、速にこれを回收する方法に於て行はるゝものとするのである。かくの如くにすれば、よく「一般金融機關系統、組合系統、其ノ他各種ノ系統ノ金融機關相互間ノ聯繫ヲ緊密ナラシメ、各系統ノ金融ガ、同一ノ指導方針ニ沿ヒテ調和シテ行ハレ、金融市場ヲ一體トシテ、金融統制ノ實ヲ舉グル如ク措置ス」ることを得るであらう。

以上は、主として、日本銀行が、民間金融の中樞機關として、換言すれば、資金の聚集關係に於ける機能としての、統制組織である。資金の放出關係に於ける統制機構は、日本銀行の發券機能に關する問題であるから、自ら別にこれを論ずることとする。而して、普通銀行及び特別銀行以外の各種金融機關の聚集關係に於ける統制については、既に述べたる所であるから、本稿に於ては特殊銀行と普通銀行との統制について述べることとする。

二 特殊銀行の統制

現在の全國金融協議會の組織會員たる特殊銀行團の構造は、そのまゝこれを統制團體たらしむるには不適當である。正金、興銀、勸銀、毫銀、鮮銀、北拓、朝殖等の諸銀行及び農工銀行同盟會の會員銀行は、國防産業資金の聚集機關としても、またその供給機關としても、主要なる地位を占め得るものである。然るに、商工組合中央金庫、國民厚生金庫、恩給金庫及び庶民金庫などは、民間資金の聚集機關ではなく、むしろ、中小産業等に對して、または庶民に對して、救済的資金の供給機關であつて、その金融機關としての性格に於ても、その金融界に占むる地位に於ても、前掲の諸銀行とは格段の差を存するものである。統制團體としての活動を望むならば、今

日の特殊銀行團は、更にこの二つの團體に分離すべきであらう。

併し、これを二つの團體に分離するにしても、國內に於ける國防産業への資金供給としては、今日の機構に於ては、興銀がその業務の性質上主要なる地位を占むるのである。殊に固定設備に關する長期資金の供給機關としては、この銀行が本來この使命を以て設立せられたる性格に照應して、今日益々その重要性を加へつゝあるのである。社債シンディケート銀行團に於て、常にこの銀行が幹事銀行として、中心的地位を占めて居るのもこれが爲である。

いまでもし、興銀を以て、戰時産業に要する長期金融に於ても、かの社債シンディケート團に於ける幹事銀行としての地位の如く、中心的地位を占めしむるとすれば、勸銀と農工銀行とは、その補助機關として、主として原始産業方面の開発改良資金の供給機關たらしめ、臺銀、鮮銀、北拓、朝殖の四銀行は、それらの營業地域に於てその資源開發産業のための資金供給機關として、興銀を圍繞する所の機構に於て、金融組織體を構成すべきであらう。この場合に於て、正金は、東亞共榮圈内に於ける物資交流の貿易金融を圓滑ならしむるの使命を果すと共に、前記外地銀行の未營業地域に於ける産業資金を供給する所の機關として、この特殊銀行組織體の構成に加はるべきである。

而も、これらの諸銀行は、言ふ迄もなく、資金の供給機關たるばかりではなく、その吸収についても、興銀を初め、その他の銀行債券を發行するの資格を有するものは、これによりて、民間資金の吸収に當るべきであり、正金の如くコール資金の吸収について、従前より特殊の取引機構を有するものは、この方法を以てする所の民間資金の吸収に當るべきである。

これらの資金の吸收及び供給については、各銀行はいづれも、出來得る限り、從來の取引關係の線に副つて、これを行ふべきであつて、特殊銀行團としては、取引機構の變更を目的とするのではなく、むしろ、その相互の關係に於ける横の連絡を緊密にすることに於て、自治的なる統制を施すべきである。

いま、この統制組織體を構成する特殊銀行に於ける資金の動向を見るに、外地に於けるものは別として、その内地に於けるものは、今日の手形交換機構の下にありては、銀行債券の發行によるものも、コールの吸收によるものも、一應はいづれもみな、當該聚集銀行の日本銀行に於ける預金となる關係にある。併し、これは、日本銀行預金に於て新らたにそれだけの預金増加を來したるものではなく、むしろ、他の銀行の預金が振替へられたものであつて、且つ振替へによつて、この形に纏つたに過ぎないのである。

この日本銀行に於ける預金は、日本銀行の立場より見れば、例へば普通銀行が、その取引先より預りたる預金の如く、これを貸出その他の投資に用ゐ得るものとは異り、單に預金といふ形をとつて存在する民間資金に外ならないものであつて、日本銀行自身がなす所の貸出に用ひ得るものではない。日本銀行がなす所の貸出は、その發券作用によつて行はるゝものであつて、それが受入れる預金は、預ヶ入れ銀行の資金が、單に待機状態にあるに外ならないものである。これを貸出投資に向けるものは、預ヶ入れ銀行そのものである。

故に、特殊銀行の預金として日本銀行に存在するものは、たゞ資金流動過程の一段階として、この形に纏つたに過ぎないのであつて、その預ヶ入れ銀行がなす所の貸出投資のために、その形に於て待機して居るのである。それが、その預ヶ入れ銀行によつて、貸出投資せらるれば、他の銀行の日本銀行に於ける預金となるか、または日本銀行券の發行となるものである。このことは、前に述べたる各種金融機關に集積したる資金が、普通銀行を

經由して日本銀行の預金となりたる場合に於ても同様である。

かくの如く、特殊銀行に聚集せられたる民間資金は、一應、日本銀行の預金といふ形に於て存在することとなるのであるが、これは日本銀行が、自ら貸出に向け得るものではなく、前述の如く預け入れ銀行の貸出のために待せざるものである。いま、特殊銀行の統制團體が結成せらるゝならば、前に述べたる投資分野に於て、その自治的統制の下に、この資金が投資せらるゝのである。かくて、國防産業資金の需要が、この統制團體を構成せる特殊銀行のいづれかのものに對して申込まれたるときは、その銀行がこれに要する資金を有するならば、積極的統制資金として、法令による許可の下に、直接にその需要者に對してこれを貸出すべきであり、若しその手許資金が、これを供給するに不足するならば、この統制團體内に於ける銀行相互間の横の連絡により、餘裕あるものより不足せるものに融通をするか、若しくは、餘裕あるものを申込者に紹介斡旋するか、または統制團體に通告して、シンディケートを組織し、共同融通の方法をとりて、これが供給をなすこととするか、いづれかの方法により、横の連絡に於ける融通を円滑適正迅速ならしむることとするのである。

併しながら、この場合に於ても、日本興業銀行が、國防産業資金の聚集と供給とに於て、主要の地位に立ち、その中心機關となることとなるは、今日の我が金融市場に於ける資金の性格が前述の如きものであること、興銀の性格が工業金融機關たることより自ら結果する所である。このことは、單に、特殊銀行團の内部に於ける横の聯絡に於て然るのみならず、前述の各種金融機關の場合に於ても、また次に述ぶる普通銀行の場合に於ても、その各自の分野に於て、自治統制的に國防産業方面への投資をなして、尙ほ餘裕あるときは、その資金は、この興銀の手を経て、この方面への投資に向けらるべきであつて、その場合の手段たるものが、興業債券たるは申す

までもない。

特殊銀行團の資金統制は、右の如く、第一段に於ては、各銀行自らが臨時資金調整法及び銀行等資金運用令の範圍内に於て、直接に自己の取引先に對して、融資をなすのであり、第二段に於ては、この團體内部に於て、その國防産業方面よりの資金需要に適合する爲に、自治的に、横の連絡により餘裕ある銀行より、受注銀行に對して、相互の貸借關係を以て、融通することにより、若しくは、申込産業會社に對して、餘裕資金を保有する特殊銀行を紹介斡旋することにより、または共同融資のためのシンディケートを組織することにより、融資の實を擧ぐるのである。この場合に於て、各銀行が、資金に餘裕あるや否やは、もとより相對的意味のことであつて、必ずしも絶對的意味に於ける遊資のことではない。ゆゑに、前に述べたる自由運用資金、若しくは許可運用資金のうちの國防産業以外のものに用ひ得べきもの、すなはち消極的統制資金を、國防産業方面に於ける資金需要の實勢を考慮して壓縮するならば、それによつても、この餘裕資金が捻出せられるのである。いづれの場合に於ても、國防産業のための資金を特殊銀行相互の間に於て、圓滑速急に供給し得る機構を作る爲に、自治的統制を必要とするのである。

然るに他方に於ては、また、金融市場の情況により、特殊銀行がその相互の關係に於て、資金を横の聯絡に於て、直接に融通する必要と機會との見出し得ざることがある。然るときには、そこに遊資が生ずることとなる。そして、それが絶對的意味に於ける遊資たると、相對的意味に於ける、すなはち、捻出せられたる遊資たるとを問はず、この遊資は、前述の如く日本銀行に於ける預金として存在することとなる。然る場合には、特殊銀行資金の統制に於ける第三段階として、これを興業債券の買入に充てしめることにより、興業銀行に集中し、これを

以て、國防産業資金に充てることとするのである。

日本銀行としての、この關係に處する統制は、すなはち、これの第四段をなすものであつて、その手許に集散する所の各特殊銀行の預ケ金状態を注視して、前述各段階に於ける資金の融通を指導し、斡旋し、またシンディケート組織による供給資金の取纏めに助力するのであり、且つそれらの場合に、その可能を認めながら、一時の手續その他の事務の都合により、速急の需要を充し得るときには、立替的に特殊銀行に融資をなして、速急の用を充さしめ、後、その資金の都合のつきたるときに、この立替を回収することにより、資金の融通を圓滑敏速に促進せしめることにあるのである。

以上述べたる所は、特殊銀行に於ける民間資金の統制であつて、もしも、この民間資金を以て、充足し得ざる所の産業資金の需要が生じたる場合には、日本銀行が資金貸出に出勤しなければならぬ。その場合に於ては、主として、興銀を通じてこれを行ふこととなる關係により、また、この意味に於ける特殊銀行の統制といふものが存する譯であるけれども、それは、日本銀行の發券作用を以てする所であるから、後の別の機會に論ずることとする。

商工組合中央金庫、國民厚生金庫、恩給金庫及び庶民金庫は、今日の全國金融協議會を構成する所の特殊銀行團の構成員ではあるけれども、これらは前述の各特殊銀行とは、金融上の地位に格段の差異あるばかりではなく、その金融上の使命も、むしろ、救濟的金融にあるのであつて、國防産業上に要する資金を吸収し、これを供給する所の機關たるのではない。ゆゑに、これらは、統制團體を構成する場合に於ては、前述の特殊銀行の構成する統制團體とは別に、一團體を構成するが至當であらう。そして、これらの諸金庫にありては、國防産業上の

資金を圓滑敏速に供給する意味に於ての統制とは直接の關係なきものである。これらの諸金庫は、各々その使命とする所の救済貸付を適正になすに對し、必要な監督に服することを以て、その統制の意味は盡きるものと見るべきであらう。

三 普通銀行の統制

普通銀行の資金統制も、前述したる統制の準則と方式とによるべきである。併しながら、均しく普通銀行といつても、全國金融協議會について言へば、その普通銀行團に屬する所の普通銀行は、全國有數の大銀行であつてその業務実績は、我が國普通銀行の全國的總額の過半を占むる所である。しかのみならず、これらの大銀行は、概ね、他の金融機關の金融機關たる地位を占めて居るのであつて、地方銀行たる普通銀行の如きも、謂はゆる親銀行として、これらの大銀行のいづれかに預金貸出に於ける口座關係をもつて居り、貯蓄銀行の如きも、少くとも、資金の收支に關して、やはり、これらと預金口座關係をもつて居る。然るに、普通銀行團を構成する所の大銀行は、その相互間に、爲替その他の取立關係に於ける取引はあるにしても、預金貸出關係の口座を有することは全くこれなく、その收支は、手形交換機構を経て、直接に日本銀行と聯絡し、平常は、預金口座をこゝにもつて止まるのである。従つて、普通銀行團なるものを、統制團體となしたる場合に於て、これに對する統制は、他の金融機關に對するものと、自ら多少趣きの異なる所が生じて來る。こゝに、その詳細を論ずべきであるけれども、紙數の都合により、こゝにはその要約を誌するのみにして詳論は他日に讓ることとする。

普通銀行團所屬銀行の特異性として先づ擧ぐべきものは、これらの銀行は、並立的に存在して、資金上の獨立

を保つことを以て、矜持とし、その上に各自の信用を贅いで居るのであるから、これら相互間に於て、預金貸出の關係をもつことは出来ない事情にあるといふことである。

その二は、これらの銀行に於ては、そこに遊資があるならば、それは手形交換機構を経て、自然に日本銀行に於ける預金となる關係にあるといふことである。言ひ換ふれば、これらの銀行の資金は、如何なる用途に向けられて居やうとも、その存在の形態は、現金か、日本銀行に於ける預け金か、このいづれかの外にはあり得ないものである。従つて、普通銀行の資金については、特に、日本銀行より、積極的に吸收の手段を盡さずとも、現金以外のものは、自然、日本銀行の手許に集つて居るのである。

普通銀行に於ける金融情況として、特異なるもの、第三として擧ぐべきものは、その預金の大部分、若しくはその貸出投資資金の大部分は、實質的なる資金ではなく、銀行業務上の機構の裡に於て創作せられたる資金であるといふことである。

普通銀行團に屬する銀行は、右の如き金融機關としての特異性をもつものであるから、その相互の間に於て、一つの銀行より他のものへ資金の融通をなさしめるといふ統制も行ひ得るものではなく、その實質的な流入資金は、自然に日本銀行に於ける預け金となる關係にあるものであり、それが今日の如く、國債消化に用ひられて居る以上、その運用資金を壓縮しても、それは相互的創作機構を壓縮するだけのことで、單に手形交換高の減少となるに過ぎず、日本銀行へ集中せしめ得るやうな資金の捻出とはならないものである。普通銀行團を構成する銀行に對しては、前に述べたる統制の準則と方式とに於て、この三點の特例あるを見落すことが出来ないであらう。